

令和9年度 御嵩町保育園等 入園案内



<問い合わせ先>

御嵩町役場 福祉子ども課 子育て応援係

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL 0574-67-2111

目次

1. 保育園・認定こども園・小規模保育事業所について	1 -
2. 教育・保育給付認定	3 -
2-1. 認定の種類	3 -
2-2. 保育必要量	3 -
2-3. 保育認定の要件	4 -
3. 入園申込み	5 -
3-1. 新年度4月の入園申込み	5 -
3-2. 年度途中の入園申込み	7 -
3-3. 医療的ケアが必要な児童の入園申込み	7 -
4. 保育料・給食費について	8 -
4-1. 0歳児～2歳児クラス	8 -
4-2. 3歳児～5歳児クラス	8 -
4-3. 納入方法	8 -
5. 特別保育について	10 -
5-1. 延長保育	10 -
5-2. 土曜保育	10 -
5-3. 休日（祝日）保育	10 -
5-4. 病児・病後児保育	10 -
5-5. 障がい児保育	10 -
6. 保育園等での生活	11 -
6-1. 慣らし保育	11 -
6-2. 給食	11 -
6-3. 健康・安全	11 -
6-4. 保育園等での1日	12 -
6-5. 主な年間行事	12 -
7. よくある質問	13 -

1. 保育園・認定こども園・小規模保育事業所について

◇ 御嵩町には、以下の保育園・認定こども園・小規模保育事業所（以下：保育園等）があります。

◇ 保育園

	所在地	電話番号
上之郷保育園	御嵩町中切 1359-2	0574-67-2322
御嵩保育園	御嵩町御嵩 689-1	0574-67-2323
伏見保育園	御嵩町伏見 751-1	0574-67-2325

◇ 認定こども園

	所在地	電話番号
認定こども園（名称未定）	御嵩町中 903-9	0574-67-4888

※令和9年度からみたけ幼稚園が幼保連携型認定こども園となり、中保育園が統合予定です。

※認定こども園とは保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設であり、保育園のように就労などの入所条件を必要とする保育認定と、幼稚園のように入所条件が必要でない教育認定があります。

◇ 小規模保育事業所

	所在地	電話番号
りんご保育園みたけ	上恵土 1063-2	0574-58-7710
たいよう保育園	上恵土 395-1	0574-66-7667/070-5405-2707

※小規模保育事業所は保育園よりも少人数で2歳児クラスまでの子どもを保育する施設です。



◇ 保育園（申込先：御嵩町役場福祉子ども課）

	定員	開所時間	土曜保育	日曜保育	祝日保育	備考 ※延長保育料については 10 ページへ
	対象年齢					
上之郷 保育園	45	7:30～18:30	伏見 保育園 で実施	—	伏見 保育園 で実施	・主食費（以上児のみ）1,000 円/月 ・副食費（以上児のみ）5,100 円/月 ・教材（絵本）代 500 円程度/月
	生後 6 ヶ月以上					
御嵩 保育園	100	7:00～19:00	○	—	伏見 保育園 で実施	・主食費（以上児のみ）1,000 円/月 ・副食費（以上児のみ）5,100 円/月
	生後 6 ヶ月以上					
伏見 保育園	110	7:30～18:30	○	—	○	・主食費（以上児のみ）1,000 円/月 ・副食費（以上児のみ）5,100 円/月 ・教材（絵本）代 500 円程度/月
	生後 6 ヶ月以上					

※令和 9 年度は、上之郷保育園 0 歳児、伏見保育園 0・1 歳児クラスの開設の見込が低いです。

※その他の費用として、保護者会費、共済掛金の保護者負担金などがあります。また、入園時には園児服等を購入していただきます。保育園より案内があったときに支払いをお願いします。

※給食費について、金額を変更する可能性がありますのでご了承ください。

◇ 認定こども園（申込先：保育認定→御嵩町役場福祉子ども課 教育認定→認定こども園）

	定員	開所時間	土曜保育	日曜保育	祝日保育	備考 ※延長保育料等については 10 ページへ
	対象年齢					
認定 こども園 (保育認定)	134	7:00～19:00	○	—	伏見 保育園 で実施	・主食費（以上児のみ）1,000 円/月 ・副食費（以上児のみ）5,100 円/月 ・保育教材費 1,200 円/月 ・その他保護者会費、共済掛金など ・通園バス利用可（条件有り）
	生後 6 ヶ月 以上					
認定 こども園 (教育認定)	58	8:30～15:15 (別途預かり 保育あり)	—	—	—	・通園バス利用可 ・給食費、教材費、長期休み期間などは園へお問い合わせください。
	満 3 歳の 誕生日から					

※教育認定での入園申込・ご相談は直接認定こども園へお問い合わせください。

※教育認定預かり保育 月～金 7:30～8:30、15:15～18:00（長期休み期間も利用できます。）

月 64 時間以上の就労等の要件を満たす場合、施設等利用給付認定を受けることで預かり保育利用料の補助（上限あり）を受けることができます。（満 3 歳児クラスは住民税非課税世帯のみ）

◇ 小規模保育事業所（申込先：御嵩町役場福祉子ども課）

	定員	開所時間	土曜保育	日曜保育	祝日保育	備考 ※延長保育料については 10 ページへ
	対象年齢					
りんご 保育園 みたけ	12	7:30～18:30	りんご保育 園いまわたりで実施	—	—	・保育料以外の費用などは園へお問い合わせください。
	生後 57 日以上 2 歳児まで					
たいよう 保育園	19	7:30～18:30	○	—	—	・保育料以外の費用などは園へお問い合わせください。
	生後 6 ヶ月以上 2 歳児まで					

2. 教育・保育給付認定

2-1. 認定の種類

- ☆ 保育園等を利用するには、「教育・保育給付認定」を申請し、保育認定（2号認定または3号認定）を受ける必要があります。

認定区分		対象者等
教育認定	1号認定	保育園の入園基準を満たさない満3歳児以上の児童
保育認定	2号認定	保育園の入園基準を満たす満3歳児以上の児童
	3号認定	保育園の入園基準を満たす満3歳児未満の児童

2-2. 保育必要量

- ☆ 保育認定の場合、次ページの「保育を必要とする事由」により、保育の必要量を「保育短時間」と「保育標準時間」に区分して認定します。

保育必要量	保育時間等
保育短時間	午前8時～午後4時の保育で対応が可能なもの（最大8時間） ※主にパートタイム就労を想定
保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分の保育で対応が可能なもの（最大11時間） ※主にフルタイム就労を想定

- ☆ 0～2歳児クラスの場合、保育必要量の認定によって、保育料が変わります。
- ☆ 保育園等でお子さんを保育する時間は、ご家庭で保育が出来ない時間のみです。**無条件に最長時間まで利用できるわけではありません。お仕事が終わられたら、お子さんのためにも、すぐお迎えに来ていただくなどの対応をお願いいたします。**



2-3. 保育認定の要件

- ☆ 入園を希望する児童の父母が次のいずれかの事情に該当し、保育園等での保育を必要とする場合に入園申込みをすることができます。

保育を必要とする事由	認定の有効期間
保護者が 就労 している（月 64 時間以上） ※収入がないものは就労ではありません	最長で就学前まで
保護者が 妊娠中または出産後 2 か月以内	産後 8 週経過後の月末まで
保護者が 病気・怪我や、障がい を持っている	最長で就学前まで
保護者が同居親族の 介護または看護 をしている（月 64 時間以上）	最長で就学前まで
保護者が 災害復旧 にあたっている	最長で就学前まで
保護者が 求職活動中または起業準備中 である	3 か月
保護者が 就学 している（月 64 時間以上） ※職業訓練学校での訓練を含みます	通学期間中
保護者が 育児休業中 である ※育児休業の対象児童を家庭で保育するために、他の児童の保育が必要な場合（3～5 歳児クラス） ※在園児の保護者が年度途中で育児休業を取得する場合、3～5 歳児クラスの児童は継続して利用可能（0～2 歳児クラスは、育児休業の対象児童が 1 歳に達する日の属する月の末日まで利用可能）	育児休業中

- ☆ 求職活動中・起業準備中または育児休業中の方は原則「保育短時間」となります。

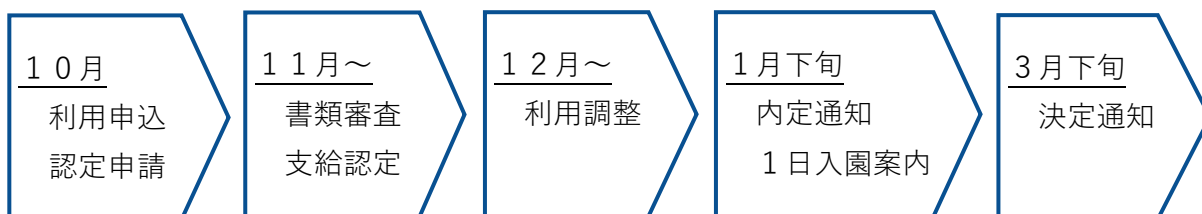
- ☆ 入園後に基準に該当しなくなった場合は、年度途中であっても原則退園となります。

- ☆ 町外へ転出されると、保育園等の利用は原則継続できません。ただし、継続希望がある場合はご相談ください。

3. 入園申込み

3-1. 新年度4月の入園申込み

- ◇ 入園申込に必要な書類は、ホームページの他に役場福祉子ども課においてあります。
- ◇ 入園を希望する方は、御嵩町役場福祉子ども課子育て応援係の窓口へ申込書類を提出してください（保育園等では受付しておりません）。書類のチェック等を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ◇ **受付期間は例年10月1日～10月31日（土日・祝を除く）です。**
- ◇ 受付期間内は、受付順により選考することはありません。
- ◇ 受付期間後も受付を行います。期間内に申込された方を優先して調整します。
- ◇ 新年度4月申込時点で御嵩町に住所がなくても、御嵩町で住む場所が決定している場合は、申込を受け付けます。ただし、この場合、入園日の前日までに必ず御嵩町に転入していただくことが条件となります。
- ◇ 必要な書類がそろっていない場合は受付できませんが、就労証明書の取得に時間を要する場合はあらかじめご相談ください。
- ◇ 手続きの流れ



※ 4月の入園調整は処理に時間を要するため、内定通知の送付は1月となります。



☆ 申込時に必要な書類

1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書 ※同居家族全員のマイナンバーを記載する必要があります。	お子さま1人につき1部																				
2 マイナンバー確認書類（いずれか1つ） マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、 マイナンバーが記載された住民票の写し など	申請者のみ																				
3 身元確認書類（いずれか1つ） マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など	申請者のみ																				
4 「保育を必要とする理由」を証明する書類（★は指定様式） <table border="1" data-bbox="167 638 1236 1646"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護者が就労している</td><td>★就労証明書 ※自営業の方は、営業していることがわかる資料を添付 （確定申告書、営業許可証、開業届等のコピー）</td></tr> <tr> <td>保護者が妊娠中または 出産後2か月以内</td><td>母子手帳のコピー ※保護者名と出産予定日が記載されたページ</td></tr> <tr> <td>保護者が病気・怪我である</td><td>診断書 ※保育が困難な状況、期間が記載されたもの</td></tr> <tr> <td>保護者に障害がある</td><td>身体障がい者手帳等のコピー</td></tr> <tr> <td>保護者が同居親族の介護 または看護をしている</td><td>★介護に関する申立書</td></tr> <tr> <td>保護者が災害復旧に あたっている</td><td>個別にご相談ください</td></tr> <tr> <td>保護者が求職活動中 または起業準備中である</td><td>★保育所等の利用に関する申立書 ※就労したら、速やかに就労証明書を提出してください</td></tr> <tr> <td>保護者が就学している</td><td>在学証明書または学生証のコピー</td></tr> <tr> <td>保護者が育児休業中である</td><td>★就労証明書 ※育児休業期間が記載されたもの</td></tr> </tbody> </table>	事由	内容	保護者が 就労 している	★就労証明書 ※自営業の方は、営業していることがわかる資料を添付 （確定申告書、営業許可証、開業届等のコピー）	保護者が 妊娠中または 出産後2か月以内	母子手帳のコピー ※保護者名と出産予定日が記載されたページ	保護者が 病気・怪我 である	診断書 ※保育が困難な状況、期間が記載されたもの	保護者に 障害 がある	身体障がい者手帳等のコピー	保護者が同居親族の 介護 または看護 をしている	★介護に関する申立書	保護者が 災害復旧 に あたっている	個別にご相談ください	保護者が 求職活動中 または起業準備中 である	★保育所等の利用に関する申立書 ※就労したら、速やかに就労証明書を提出してください	保護者が 就学 している	在学証明書または学生証のコピー	保護者が 育児休業中 である	★就労証明書 ※育児休業期間が記載されたもの	父の書類 母の書類 ※1部ずつ
事由	内容																				
保護者が 就労 している	★就労証明書 ※自営業の方は、営業していることがわかる資料を添付 （確定申告書、営業許可証、開業届等のコピー）																				
保護者が 妊娠中または 出産後2か月以内	母子手帳のコピー ※保護者名と出産予定日が記載されたページ																				
保護者が 病気・怪我 である	診断書 ※保育が困難な状況、期間が記載されたもの																				
保護者に 障害 がある	身体障がい者手帳等のコピー																				
保護者が同居親族の 介護 または看護 をしている	★介護に関する申立書																				
保護者が 災害復旧 に あたっている	個別にご相談ください																				
保護者が 求職活動中 または起業準備中 である	★保育所等の利用に関する申立書 ※就労したら、速やかに就労証明書を提出してください																				
保護者が 就学 している	在学証明書または学生証のコピー																				
保護者が 育児休業中 である	★就労証明書 ※育児休業期間が記載されたもの																				
（転入予定であるが、申請日時点で御嵩町外に住んでいる方のみ） 5 転入後の住所が確認できる書類 ・土地売買契約書、賃貸契約書等のコピー	1部																				

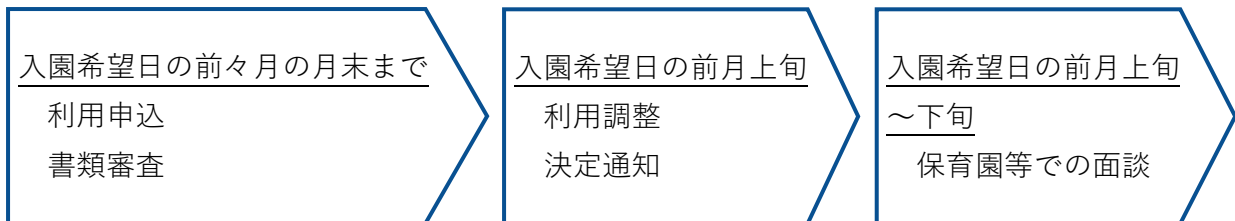
3-2. 年度途中の入園申込み

☆ 申し込みに必要な書類は、新年度4月の申し込みの場合と変わりません。

☆ **申込期間は、入園希望日の2か月前の1日から月末までの1か月間です。**

例えば、9月1日から入園したい場合は7月1日から7月31日（土日祝は除く）の間に申し込みをしてください。必要書類がそろっていても、事前の受け付けは原則行いません。

☆ 手続きの流れ



3-3. 医療的ケアが必要な児童の入園申込み

☆ 医療的ケアが必要な児童の保育は、上之郷保育園で実施できる場合があります。

☆ 安全に保育できる体制を整備するため、**入園希望日の4か月前までに、事前相談が必要です。**詳しくは福祉子ども課へお問い合わせください。



4. 保育料・給食費について

4-1. 0歳児～2歳児クラス

- ◇ 保育料は、市町村民税の課税額をもとに、基準表（次ページ）により算定します。算定する際の税額には、住宅借入金等特別控除・寄附金控除などの一部控除は適用しません。なお、保育料等算定のため、市町村民税の情報及び世帯情報の閲覧に同意していただく必要があります。
- ◇ 課税額については、原則として父母の課税額を足した金額により算定しますが、父母共に市町村民税所得割非課税の場合等、生計が成り立っていないと判断する場合は、同居の祖父母等の課税額を合算して決定します。
- ◇ 保育料算定の根拠となる課税年度は、4月～8月分は前年度、9月～3月は当年度となります。このため、**9月に保育料が変更になることがあります。**

保育料切り替え

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					今年度の市町村民税額に基づく保育料						

4-2. 3歳児～5歳児クラス

- ◇ 保育料は無償ですが、給食費（主食費＋副食費）は保護者の皆様のご負担となります。ただし、父母の課税額や世帯の子どもの数に応じて副食費が免除となる場合があります。該当者には個別に通知します。

4-3. 納入方法

- ◇ 利用する施設により、支払先・支払方法が異なります。

	上之郷保育園 伏見保育園	御嵩保育園	認定こども園 (保育認定)	りんご保育園みたけ たいよう保育園
0～2歳児の保育料	町へ納入	町へ納入	利用施設へ納入	利用施設へ納入
3～5歳児の給食費	町へ納入	利用施設へ納入	利用施設へ納入	
教材費など	利用施設へ納入	利用施設へ納入	利用施設へ納入	利用施設へ納入

- ◇ 町へ納入いただく場合は、毎月月末（金融機関休業日の場合は翌営業日、12月は25日頃）に口座振替します。あらかじめ下記の取扱金融機関で口座振替の登録を行ってください。

東濃信用金庫・十六銀行・めぐみの農業協同組合・大垣共立銀行・
三菱UFJ銀行・岐阜信用金庫・ゆうちょ銀行・岐阜商工信用組合

- ◇ 保育料等の滞納がある場合は、督促状や催告書の送付、児童手当からの特別徴収、税法の規定を準用した財産の差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

保育料徴収基準表

			月額保育料（円）	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護受給世帯等		0	0
2-1	町民税が非課税	ひとり親世帯等		
2-2		その他の世帯		
3-1	町民税の均等割のみ課税	ひとり親世帯等	6,250	6,150
3-2		その他の世帯	13,500	13,400
4-1	町民税の所得割額が	ひとり親世帯等	9,000	8,900
4-2	48,600 円未満	その他の世帯	19,500	19,300
5-1	町民税の所得割額が	ひとり親世帯等	9,000	8,900
5-2	48,600 円以上 72,300 円未満	その他の世帯	25,500	25,200
6-1	町民税の所得割額が	ひとり親世帯等	9,000	8,900
6-2	72,300 円以上 77,101 円未満	その他の世帯	30,000	29,600
7	町民税の所得割額が 77,101 円以上 97,000 円未満			
8	町民税の所得割額が 97,000 円以上 133,000 円未満		37,000	36,500
9	町民税の所得割額が 133,000 円以上 169,000 円未満		44,500	43,900
10	町民税の所得割額が 169,000 円以上 301,000 円未満		50,000	49,200
11	町民税の所得割額が 301,000 円以上 397,000 円未満		55,000	54,200
12	町民税の所得割額が 397,000 円以上		60,000	59,100

< 多子軽減について >

- ✧ 階層 3 - 1、4 - 1、5 - 1、6 - 1 の方は、小学校就学前の年齢に関わらず第 2 子以降は無料です（年齢制限はありません）。
- ✧ 階層 3 - 2、4 - 2、5 - 2 のうち課税額 57,700 円未満の方は、小学校就学前の年齢に関わらず第 2 子半額、第 3 子以降は無料です（年齢制限はありません）。
- ✧ 階層 5 - 2 のうち課税額 57,700 円以上、6 - 2、7 の方は、小学校就学前の年齢のお子さんの範囲内で、第 2 子半額です。
 なお、満 18 歳未満の兄弟を対象として第 3 子以降である場合、年齢に関わらず無料です。
- ✧ 階層 8 ~ 12 の方は、小学校就学前の年齢のお子さんの範囲内で、第 2 子半額、第 3 子以降は無料です。

5. 特別保育について

5-1. 延長保育

- ◇ 保育短時間認定の方が「午前8時～午後4時」を超えて保育を希望される場合、また、保育標準時間認定の方が「午前7時30分～午後6時30分」を超えて保育を希望される場合は最低限必要な時間のみ延長保育を行います。延長保育は、各保育園等の開所時間の範囲内で行います。別途、延長保育料（50円／30分）が必要です。（りんご保育園みたけ、たいよう保育園の延長保育料は施設が別で定めます。）

《延長保育の取り扱い》

7:00	7:30	8:00		16:00	18:30	19:00
延長保育		保育短時間（8時間）			延長保育	
延長保育 ※		保育標準時間（11時間）			延長保育 ※	

※御嵩保育園、認定こども園（保育認定）のみ利用できます。

5-2. 土曜保育

- ◇ 保護者全員の就労等で土曜日に児童の保育をする必要がある場合には、御嵩保育園・伏見保育園・認定こども園（保育認定）・たいよう保育園で保育することができます。りんご保育園みたけの児童は、りんご保育園いまわたりで保育することができます。（**事前に申請が必要です。**）

5-3. 休日（祝日）保育

- ◇ 保護者全員の就労等で祝祭日に児童の保育をする必要がある場合には、伏見保育園で保育することができます。（**事前に申請が必要です。**）申込み多数の場合、やむを得ずお断りする可能性があります。
- ◇ 実施時間は8時～16時です。
- ◇ 日曜保育は令和6年度から休止しています。

5-4. 病児・病後児保育

- ◇ お子さんが病気または病気の回復期で、かつ、保護者が仕事の都合等で保育できない場合に、病児保育を実施する施設（可児市・八百津町）で預かることができます。施設により利用方法が異なりますので、利用前に確認してください。

5-5. 障がい児保育

- ◇ 心身に障がいを持つお子さんが健やかに成長し、発達することを目的に、関係機関と連携して保育を行います。**申込書類提出の際には、必ずその旨を申し出てください。**

6. 保育園等での生活

6-1. 慣らし保育

- ◇ 新しく入園する園児には、保育園等の生活に慣れてもらうために短い利用時間から始めます。おおむね1週間程度実施しますので、ご協力をお願いいたします。
なお、園児の状況等により、慣らし保育期間を変更する場合があります。

6-2. 給食

- ◇ 保育園等の給食は、乳幼児の心身の発達、健康の保持、増進と望ましい食生活習慣の形成を図ることを目的としています。
0～2歳児クラス・・・主食・副食
午前・午後の牛乳とおやつ
3～5歳児クラス・・・主食・副食
午後のおやつ

- ◇ 食物アレルギーがあるお子さんには、お子さんのアレルギーの種類や状態に即した食事の提供を行っていますので、年1回**アレルギー疾患生活管理指導票の提出**をお願いしています。なお、献立等によってお弁当をお願いすることもあります。

6-3. 健康・安全

- ◇ 保育園等、嘱託医、家庭の三者が子どもの健康状態や病気の予防、健康な体づくりをすすめる、健康管理に努めています。
- ◇ 毎月さまざまな形で「いのちを守る訓練」を行い、消防署・警察署など関係機関と連携し、安全に関する基本的な知識が身に付くよう指導しています。
- ◇ 万が一のケガ等に備え、日本スポーツ振興センター災害共済制度に加入します。入園後、同意書の提出と保護者負担額（年間200円程度）の支払いが必要です。（加入状況は保育園等により異なる場合があります。）



6-4. 保育園等での1日

< 0歳児～2歳児クラス >

8:00	9:30	10:00	11:30	13:00	15:00	16:00
登園 朝の視診	集団総合活動	午前のおやつ 総合活動	給食	午睡	3時のおやつ	個別視診 降園

< 3歳児～5歳児クラス >

8:00	9:30	10:00	11:30	13:00	15:00	16:00
登園 朝の視診	集団総合活動	朝の活動 総合活動	給食	総合活動	3時のおやつ	個別視診 降園

※ 3歳児～5歳児クラスも、夏の間は午睡があります。

6-5. 主な年間行事

- ◇ 毎月の行事：誕生日会、いのちを守る訓練、交通安全指導
- ◇ 隔月の行事：発育測定
- ◇ その他の行事：入園式（4月）、プール遊び（7・8月）、運動会（10月）、クリスマス会（12月）、節分（2月）、卒園式（3月）、遠足、保育参観、祖父母参観、生活発表会、造形展、英語、リトミック、体操など

※年度や保育園等により、行事内容や開催時期は異なります。

7. よくある質問

Q1. 希望する保育園等に必ず入園できますか？

- A1. 特定の保育園等や特定の年齢に申込みが集中したり、募集枠が元々少なかったりするなどの理由から希望する保育園等に入園できない場合もあります。

Q2. 育児休業中ですが、保育園等を申し込みますか？

- A2. 育児休業はお子さんの育児の為の休業である為、育児休業中の申し込みは原則できません（3～5歳児クラスを除く）。
ただし、未満児クラスでも新年度4月に復帰する場合は「3-1. 新年度4月の入園申込み」に記載されている受付期間に入園申込みができます。
その他の時期は、「3-2. 年度途中の入園申込み」に記載されているとおり、育児休業復帰する（＝入園を希望する）2か月前から入園申込みができます。

Q3. 今は働いていないのですが、申込みできますか？

- A3. 就労予定（求職活動）の場合も申込みできますが、入園日から3か月経過後の月末までに就労し、変更手続きをしないと退園となります。
また、入園希望者が多い場合、入園の優先順位はすでに働いている方よりも下位になる可能性が高くなります。

Q4. 入園の優先順位はありますか？

- A4. 町が定める優先利用の基準をもとに決定します。
主に、次の場合が優先基準に該当します。
- ①母子・父子家庭の世帯に属する児童
 - ②生活保護世帯に属する児童
 - ③虐待やDVのおそれがある世帯に属する児童
 - ④障がい児保育を必要とする児童
 - ⑤兄弟姉妹が入園している保育園等と同一の保育園等を希望する場合
 - ⑥育児休業明けで、就労の必要性が高い場合
- なお、点数化して同条件の場合は抽選となります。



Q5. きょうだいで同じ保育園等に通えますか？

- A5. 年齢や申込数によって、別の保育園等になることがあります。
特に、3歳未満児の利用枠は少ないため、別の保育園等に通っていただいている方がいらっしゃるのが現状です。

Q6. 御嵩町外の保育園等に通うことはできますか？

- A6. 御嵩町の保育園等を利用していただくことが原則です。
受入基準や状況は、ご希望の保育園等が所在する市町村により異なり、またご希望の保育園等が所在する市町村のお子さんが優先となります。
御嵩町外の保育園等の場合も、申し込みは御嵩町で行っていただきますので、一度ご相談ください。

Q7. 保育園等を欠席しても保育料・主食費・副食費は必要ですか？

- A7. 保育料・主食費・副食費は月額です。入園後は、退園しない限り出欠に関わらず月額をご負担いただきます。警報発令等の休園等でも減額されません。
ただし、月途中に入園・退園する場合は、日割り計算を行います。

Q8. （転職、退職、病気などで）保育を必要とする理由が変わりましたが、何か手続きは必要ですか？

- A8. 変更の手続きが必要ですので、役場福祉子ども課か保育園等へお知らせください。変更後の「家庭で保育できないことを証明する書類」を提出・申請していただきます。
なお、保育料が変更となる場合があります。

Q9. （離婚・再婚などで）同居の家族の状況が変わりましたが、何か手続きは必要ですか？

- A9. 変更の手続きが必要ですので、役場福祉子ども課か保育園等へお知らせください。
なお、保育料や副食費が変更となる場合があります。

Q10. 御嵩町外へ引っ越すことになりましたが、どうすればいいですか？

A10. 御嵩町外へ転出すると、原則御嵩町の保育園等は退園となります。継続して利用したい場合は一度ご相談ください。

Q11. 退園したい時はどうすればよいですか？

A11. 退園の手続きが必要ですので、役場福祉子ども課か保育園等へお知らせください。
なお、月途中に退園する場合、保育料・主食費・副食費は日割り計算を行います。

Q12. 第1子が保育園等に通っています。第2子出産で育児休業を取得した場合、第1子は退園になりますか？

A12. 3～5歳児クラスの児童は継続して利用可能です。（0～2歳児クラスは、育児休業の対象児童が1歳に達する日の属する月の末日まで利用可能です。）

Q13. 転園できますか？

A13. 転園は原則年度単位で行い、新入園児とあわせて利用調整を行います。
他の保育園等を希望するご事情（転居や転職等）がある場合のみ申込みを受け付けます。
秋頃に希望調査を行いますが、希望する保育園等に転園できるとは限りません。

Q14. 仕事が終わった後、買い物をしてから迎えに行ってもよいですか？

A14. 保育園等でお子さんを保育する時間は、ご家庭で保育が出来ない時間のみです。
仕事が終わりましたら、お子さんのためにも、すぐお迎えに来ていただくなどの対応をお願いします。



記載例

別記様式第2号

(表面)

令和〇年〇〇月〇〇日

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

御嵩町長 宛

次のとおり申請・申込みします。なお、申請・申込みに当たっては、次のことに同意します。

- ・子どもの同居の家族の市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること。
- ・健康状態や発達等の確認のため、必要に応じ保育所、保健センター、ことばの教室等関係機関が所有する情報を共有することがあること。

申請者（保護者氏名） 御嵩 太郎

申請・申込みに係る子ども	氏名	生年月日	性別	個人番号
	(ふりがな) みたけ じろう 御嵩 二郎	令和〇年〇月〇日	男・女	1234 5678 9000
	障害者手帳・療育手帳の有無	☒ 無 ☐ 有	特別児童扶養手当受給の有無	☒ 無 ☐ 有
	発達や慢性的な病気により 受診・相談している医療機関	☒ 無 ☐ 有 (病名・症状等 (医療機関名		
	アレルギー	☐ 無 ☒ 有 (小麦、乳		
その他保育する上で特に注意 してほしいこと等	☒ 無 ☐ 有 (			
保護者住所・連絡先	(住所) 御嵩町御嵩1239番地1 (連絡先) 090-1111-1111 (父) 090-2222-2222 (母) 0574-67-2111 (自宅)			
保育の希望の有無	☒ 有	保護者の就労等の理由により、保育所等の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。)		
	☐ 無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)		

病気、アレルギーなどに関する情報は、出来る限り詳しく記入してください。

連絡先はあるだけ記載してください。

・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育、企業主導型保育をいいます(以下同じ。)

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①及び②に必要事項を記入してください。

①同居の家族の状況

区	氏名	続柄	生年月日	性別	個人番号	職業 学校名等	障害者手帳 等の有無
子どもの同居の家族	御嵩 太郎	父	昭和60年1月1日	☒ 男・女	2345 6789 1000	会社員	有・ ☐ 無
	御嵩 花子	母	昭和61年2月2日	男・ ☒ 女	3456 7891 2000	会社員	有・ ☐ 無
	御嵩 一郎	兄	平成25年3月3日	☒ 男・女	4567 8912 3000	御嵩小学校	有・ ☐ 無
	御嵩 春子	祖母	昭和30年4月4日	男・ ☒ 女	5678 9123 4000	パート	有・ ☐ 無
			年 月 日	男・女			無・有
			年 月 日	男・女			無・有
生活保護の適用の有無		☒ 無 ☐ 有 (年 月 日 保護開始)					

(裏面)

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用希望期間	令和○年 4 月 1 日 から ☒ 小学校就学前 まで ☐ 年 月 日 まで	
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名	
	第1希望	希望理由 第3希望までご記入ください。 ご記入がない場合は、希望する園に利用調整できなかった場合に、希望園を記入されている方を優先して利用調整します。
	第2希望	
	第3希望	

③保育を必要とする理由等（保育所等を希望する場合のみ記入）

	続柄	必要とする理由
保育を必要とする理由	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ （具体的な状況：勤務先、就労時間や疾病の状況等） (株) 御嵩○○ 9:00-18:00
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ （具体的な状況：勤務先、就労時間や疾病の状況等） (株) △△みたけ 9:00-16:30
家庭の状況	☐ ひとり親家庭（児童扶養手当受給 ☐ 無 ☐ 有） ☒ 左記以外の家庭	
希望する利用時間	利用曜日	保育必要量
	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日・祝	☐ 保育短時間（8時～16時） ☒ 保育標準時間（就労状況等により上記以上の保育が必要） （希望時間 8:00 ～ 17:00 ）

希望時間＝利用時間にはなりません。保育を必要とする理由（就労証明等）に基づき判断いたします。祖父母等にお迎えの協力が得られる場合は、保育を必要とする理由（就労証明等）よりも短い時間を記入して、欄外等に「～による迎えが可能」などと記載してください。

* 市町村記載欄

受付年月日	年 月 日	認定の可否	認定者番号	認定区分等
可				3号
可				日
				日

手続きは各金融機関にて行ってください

別記様式第1号(第5条関係)

御嵩町収納金等 口座振替依頼書兼変更届書 (金融機関用)
自動払込利用申込書兼廃止届書

取扱金融機関 御中

令和〇年〇月〇日 届出

区分	利用	☒ 新規依頼 ☐ 内容変更	口座 名義人	住所	〒505-0116 TEL(000) 0000-0000 可児郡御嵩町御嵩1239番地1		住所は「可児郡」から									
	廃止	☐ 解約		フリガナ	ミタケ タロウ		金融機関に届出している内容を記入してください。金融機関が把握している住所と違う住所等を記入すると、手続きができません。									
払込開始年月 (廃止年月)			氏名	御嵩 太郎												
令和〇年 4月																
銀行等		店名	種別	口座番号				※この欄は金融機関で記入します。								
御嵩 銀行 信用金庫 農協 信用組合		御嵩 本店 支店 営業所 出張所	1 普通 2 当座 3 納税	0	0	0	0	0	0	金融機関コード	支店コード					
ゆうちょ 銀行	種目コード	契約種別コード	通 帳 記 号				通帳番号(右づめで記入して下さい。)									
	166 利用 176 廃止	下記の申込コード	1	1	2	3	0	※	1	2	3	4	5	6	7	1
払込日		御嵩町の指定する日														

下記納税(付)義務者が御嵩町に納付すべき収納金等を、私名義の上記預(貯)金口座から、口座振替(自動払込)の方法により納付したいので、下記約定を確認のうえ依頼します。

なお、私以外の納税(付)義務者の収納金等の場合は、その者の同意を得ています。

銀行等契約種別コード	01	03	04	05	19	12	16	08	71	72	
ゆうちょ銀行契約種別コード	35	35	35	35	30	30	30	22	28	28	
税(料)目 納税(付)義務者	町	固	軽	国	保	町	下	水	介	後	
	県	定	自	民	育	営	水道	道	護	期	
	民	資	動	健	料	住	道	道	保	高	
	税	産	車	康	等	宅	受	料	険	齡	
	税	税	税	保	賃	家	益	料	料	者	
	全	期	全	期	期	期	年	期	期	医	
	納	別	納	別	別	別	払	別	別	療	
							分			保	
							割			険	
										料	
フリガナ	ミタケ	タロウ									
	御嵩	太郎									
申込書の「申請者」の名前を 記入してください。											
フリガナ											

※希望する税(料)目等に○印をお付けください。

約定

- 1 領収書は、預(貯)金通帳により省略されて差し支えないこと。
- 2 預(貯)金の支払手続きについては、当座勘定約定又は預(貯)金規定にかかわらず、当座小切手の振出し又は預(貯)金通帳及び預(貯)金払戻し請求書の提出などしないこと。
- 3 納付書等を指定の金融機関に送達されることと指定預(貯)金口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、納付書等を返却されても異議ないこと。
- 4 上記納税(付)義務者に係る過誤納金の払込について、上記口座への振込みを承諾すること。
- 5 既に依頼済みの場合は、この依頼書の提出と同時にこの依頼書による事務処理を行われても異議ないこと。
- 6 全納を依頼した場合で引落しができなかったときは、次の納期からは各期ごとに引落しされても異議ないこと。

受付局日付印

◎取扱いできる金融機関

・次の金融機関の本店及び支店

東濃信用金庫・岐阜信用金庫・十六銀行・大垣共立銀行・三菱UFJ銀行
めぐみの農業協同組合・岐阜商工信用組合・ゆうちょ銀行

金融機関
受付欄